

平成24年度本庄市職員採用試験を実施します

★行政管理課 ☎ 251160

- ◆採用予定年月日 平成25年4月1日
- ◆募集職種等 (詳しくは受験案内をご覧ください。)

募集職種	試験区分	募集人数	受 験 資 格
一般事務職	大卒程度	20人程度	昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人
	高卒程度		平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人
	身体障害者 対象	若干名	次のすべての要件を満たしている人 ・昭和52年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人 ・身体障害者手帳の交付を受けている人 ・自力による通勤、介護なしでの職務遂行及び活字印刷による筆記試験に対応できる人
技術職	土木	大卒程度	昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人
		高卒程度	平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人
	建築	大卒程度	昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人
		高卒程度	平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人

※試験区分は、学歴要件ではなく試験問題の内容による区分です。
 ※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は受験できません。

- ◆受験案内・申込書の配布期間 7月2日(月)～8月10日(金) ※郵送請求の場合は8月3日(金)必着。

◆配布方法

- ①行政管理課(市役所3階)及び総務課(総合支所2階)で配布
 ※土・日・休日を除く午前8時30分～午後5時15分
- ②市ホームページ(<http://www.city.honjo.lg.jp/>)からダウンロード
- ③郵送請求 返信用封筒(A4判の用紙が折らずに入る封筒に120円分の切手を貼り、請求者の郵便番号・住所・氏名を記入したもの)を同封のうえ請求してください。
 ・郵送する封筒の表には「受験案内請求」と朱書きしてください。
 ・返信用封筒の請求者の氏名の後には「様」を記入してください。

◎請求先 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3
 本庄市総務部行政管理課職員係 宛

- ◆申込期間 8月8日(水)～11日(土) 午前9時～午後5時
 (11日(土)は正午まで)

- ◆申込方法 所定の申込書等を市役所3階特別会議室(11日(土)は市役所1階市民ホール)まで本人が直接持参
 ※郵送での申し込みはできません。

- ◆第1次試験日 9月16日(日)



埼玉県内市町村職員採用

合同説明会を開催

彩の国さいたま人づくり広域連合では、分権時代を担う人材を確保することを目的に「埼玉県内市町村職員採用合同説明会」を開催します。
 市町村ごとに設置するブースでは、市町村の特色や職員の募集状況、勤務条件、仕事の内容などについて、直接話を聞くことができます。採用試験や面接試験の場ではありません。入場料無料、予約不要、入退場自由ですのでお気軽にお立ち寄りください。

※市では、合同説明会においてブースを設置する予定です。

日時 7月25日(水) 午後1時～6時
 ※入場は午後5時まで。

会場 さいたまスーパーアリーナ
 ホームページ <http://www.hitozu.kuri.or.jp/navi/>

*お問い合わせは、彩の国さいたま人づくり広域連合自治人材開発センター(☎048-664-6681・FAX048-664-6667)へ



「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」 7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

◎行動目標

- ・犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- ・犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
- ・これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう

◎重点事項

- ・立ち直りを支える取組についての理解促進
- ・就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進

【おまけ】

「社会を明るくする運動」の期間中に、「青少年非行防止運動」と合わせて街頭キャンペーンを次の日程で行います。

○7月13日(金)

場所 市役所、本庄駅、ベルク本庄店、本庄BLALA、

アピタ本庄店、ビバホーム本庄店

○7月15日(日)

場所 こだま夏まつり会場

【講演会を開催します】

犯罪や非行の防止、少年鑑別所の役割等についての講演会を行います。

日時 7月27日(金)

受付 午後1時30分～

会場 セルディ

講師 鈴木 明人 氏(さいたま少年鑑別所所長)

演題 「非行少年の現況と青少年の健全育成—少年鑑別所の実務から—」

費用 無料

青少年の非行防止と更生保護にあなたの愛の手とあたたかい心を！

7月中、次の団体が愛の募金運動を行っています。みなさんのご協力をお願いします。

- ・本庄市更生保護女性会
- ・本庄市児玉町更生保護女性会
- ・埼玉県更生保護女性連盟
- ・埼玉県更生保護女性連盟

★社会福祉課 ☎1142、

市民福祉課 ☎13331 (内線312)

「地域ぐるみで非行を防止しよう」

7月は青少年の非行・被害防止特別強調月間です

次代を担う青少年が心身ともに健やかに育つことは、県民すべての願いですが、今日の青少年を取り巻く環境は、インターネットの違法・有害情報のまんえんをはじめ、憂慮すべき状況にあります。

特に、学校が夏休みになる7月から8月は、子どもたちが非行に陥りやすい時期になります。

そこで、県では、毎年7月を「青少年の非行・被害防止特別強調月間」と定め、市町村をはじめ、関係団体・家庭・学校・地域住民が連携し、青少年の健全育成を図るための運動を展開します。

この運動は、県民一人ひとりが青少年の非行根絶を願う気持ちを生きた行動に移し、社会全体の取り組みにつなげていこうとするものです。

【県民一人ひとりの取組】

◎家庭の役割

家族の一員としての自覚の育成

◎学校の役割

子どもたちと地域の人々とのふれあいの場としての学

した声かけ

◎社会全体の役割

子どもを健全に育てる環境づくり

★埼玉県北部地域振興センター

本庄事務所 ☎241110



九都県市共同啓発ポスター

脱法ハーブには絶対に手を出さないで！

最近、脱法ハーブと称して、薬物を含むお香等が販売されています。使用後に、吐き気や意識障害で救急搬送される事例が起きており、大変危険なものですので、絶対に手を出さないでください。

店舗での対人販売、インターネットを利用した販売、自動販売機による販売など、様々な形で販売されており、安易に入手しやすい状況にあります。

脱法ハーブは、化学物質を植物片等に混入させたもので、麻薬や薬事法で規制する成分が含まれていることがあります。

また、「お香」や「アロマキット」などと使用方法を偽って、

県では、脱法ハーブの販売

店に対する監視指導を強化するとともに、街頭キャンペーンや薬物乱用防止教室等を通じて、脱法ハーブの危険性について周知を図っています。

★埼玉県薬務課 ☎048-83003633